

清徳苑 介護サービス契約書

令和6年4月1日改正

（以下、「契約者」という。）と社会福祉法人 清徳会（以下、「事業者」という。）は、契約者が清徳苑（以下、「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し、生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、本契約に定める介護福祉施設サービスを提供し、契約者は事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払うものとします。

2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画書」という。）は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

3 契約者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明したうえ、同意書を作成します。

3 事業者は、年度に1回、もしくは利用者の心身の状況に応じて、計画担当介護支援専門員及び担当職員等に施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、サービス計画を変更する必要があると認められる場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険の給付対象サービス（以下「基準サービス」という。）として、施設において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、口腔機能の維持、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

2 基準サービスの内容、利用料金については、重要事項説明書において定めます。

第4条（介護保険の基準外サービス）

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険の給付対象外のサービス（以下「基準外サービス」という。）を提供するものとします。

2 基準外サービスの利用料金は契約者が負担するものとします。

3 第1項及び第2項に定める基準外サービスの内容、利用料金については重要事項説明書において定めるものとし、事業者は必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市区町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市区町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定める基準サービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費・食費を加えた額）を事業者を支払うものとします。但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）
- 3 第4条に定める基準外サービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項のほか、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者へ支払うものとします。
- 5 契約者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用月単位料金に基づいて計算された月ごとの合計金額を支払うものとします。
- 6 サービス利用料金の支払いは、当月料金合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降、契約者及び家族へ通知するものとし、契約者は当月料金合計額を翌月指定日27日まで口座自動振替の方法で支払うものとします。
- 7 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護保険給付額体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 4 事業者は、契約者がうけている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者又はその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、本契約に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により契約者又は家族の同意を得るものとします。

第4章 契約者の義務

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、故意又は重大な過失により施設、設備について、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第10条（契約者の施設内での禁止事項）

施設内において契約者が次の行為を行うことを禁止します。

1. 定められた場所以外での喫煙。
2. サービス従事者又は他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うこと。
3. その他禁止されている物品を持ち込むこと。

第5章 損害賠償

第11条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。また、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
2. 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
4. 契約者が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第13条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第14条（契約の終了事由）

契約者は、次の各項に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 契約者が死亡した場合
2. 要介護認定により、契約者の心身の状況が、自立又は要支援と判定された場合。但し、契約者が平成12年3月31日以前から施設に入所している場合、本項は平成17年3月31日まで適用されません。
3. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
4. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
5. 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
6. 第15条、第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第15条（契約者からの中途解約等）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができる。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第6条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を確認した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第5条第7項の規定は、本条に準用されます。

第16条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者又はサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
2. 事業者又はサービス従事者が守秘義務に違反した場合
3. 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 契約者による、第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4. 契約者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護療養型医療施設に入院した場合

第18条（契約者の入院に係る取り扱い）

契約者が病院等へ入院した場合、事業者と相談のうえ、退院後も再び施設に入所できるものとします。

- 2 契約者が病院等へ入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額））を事業者へ支払うものとします。但し、契約者は入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第 19 条（居室の明け渡し—精算—）

利用者は、本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 9 条 3 項（原状回復の義務）、その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合、又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を事業者に対し支払うものとします。
- 3 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 7 項を準用します。

第 20 条（残置物の引き取り等）

契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という）を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後、2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 4 事業者は前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡し又は処分するものとします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者の預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第 21 条（一時外泊）

契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね 1 週間以内を限度として、施設外で宿泊できるものとします。この場合、契約者は事前（外泊予定の 2 日前午後 4 時まで）に事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第 22 条（連絡義務）

事業者は、契約者の健康状態が急変した場合は、届出連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な処置を行います。

第 7 章 その他

第 23 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 24 条（相互信頼の原則）

契約者及び事業者は、相互に信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとします。

第 25 条（協議事項）

本契約に定められてない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 26 条（高齢者虐待防止）

事業者は利用者の人権擁護・虐待防止等のために委員会を開催し次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止指針を定め、委員会・研修等を通じ、従業員の人権意識向上や知識・技術の向上に努めます。
- （2）個別に担当者を置き、支援計画の作成など適切な支援に努めます。
- （3）支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、また、利用者等の権利擁

護に取り組む環境の整備に努めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 東京都目黒区目黒本町4-2-1
事 業 者 名 特別養護老人ホーム清徳苑
(介護保険事業者番号 1371000256)
代表者氏名 理事長 松 井 比呂美

契 約 者 住 所

氏 名

(代 理 人) 住 所

氏 名

清徳苑 介護サービス契約書

令和6年4月1日改正

_____ (以下、「契約者」という。)と社会福祉法人 清徳会 (以下、「事業者」という。)は、契約者が清徳苑 (以下、「施設」という。)における居室及び共用施設等を使用し、生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下、「本契約」という。)を締結します。
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 東京都目黒区目黒本町4-2-1
事業者名 特別養護老人ホーム清徳苑
(介護保険事業者番号 1371000256)
代表者氏名 理事長 松井比呂美

契約者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名